

○ 一般財団法人大阪府公園協会女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

(施行日 令和4年4月1日)

【趣旨】

女性活躍推進法に基づき、男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

【内容】

全ての職種において、女性の割合を30%以上とする。
有給休暇取得率を全職種において60%以上とする。
全従業員の時間外勤務を月平均10時間以内とする。
男女の平均勤続年数を同程度（差が生じない）ようにする。

〈対策〉

令和4年4月～

女性が活躍できる職場であることについて、求職者に向けて積極的に広報を行う。
福利厚生制度に関する情報提供の充実を図るとともに、有給休暇の取得を推進する。
時間外勤務縮減に関する従業員への周知を図るとともに、時間外勤務の内容を精査し、恒常的な部署への指導及び改善を図る。

「女性活躍推進法」に加え、「育児・介護休業等に関する要綱」（平成24年3月策定）の周知を図り、育児・介護休業等が可能な従業員の協力体制を形成し、育児や介護を理由にした離職を防ぐよう努める。